



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
○ 都市計画事業の認可（都市計画・モノレール課）	1
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）	1
○ 建設業者の許可の取消し（土木企画課）	2
○ 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	3
○ 特定調達契約に係る落札者の決定・2件（新石垣空港課）	3
訓 令	
○ 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課）	4
教育委員会事項	
○ 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則	4
その他	
○ 行政オンブズマンの運営状況の公表	5

告 示

沖縄県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成23年8月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 中城村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・中1号南上原糸蒲公園
- 3 事業施行期間 平成23年8月9日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 中城村字南上原中坂田原及び南坂田原地内
 - (2) 使用の部分 なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年9月28日まで縦覧に供する。
平成23年8月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年7月29日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人児童福祉ネットワーク
- 3 代表者の氏名 池内龍太郎
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡北中城村字渡口1872番地ハウスNo.23
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県民に対して発達障害の正しい理解と推進を目指し、障害の特性にあわせた自立支援活動を行う。また、家族、医療、福祉及び教育等の各関係機関と連携を図り、子供の人権及び福祉の推進に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年8月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年7月21日
(2) 商号名 有限会社末吉電水工業
(3) 代表者名 末吉久志
(4) 所在地 名護市大北四丁目12番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-18）第3345号、沖縄県知事 許可（特-19）第3345号、沖縄県知事 許可（般-18）第3345号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年7月12日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年7月22日
(2) 商号名 吉輝機械工業
(3) 代表者名 赤嶺吉信
(4) 所在地 豊見城市字与根214番地の4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第9898号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年7月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年7月22日
(2) 商号名 みらい建設有限会社
(3) 代表者名 砂川哲雄
(4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根771番地の3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-20）第6965号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成23年7月22日
(2) 商号名 与那覇建設
(3) 代表者名 與那覇武
(4) 所在地 豊見城市字根差部211番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第10939号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成23年7月22日
(2) 商号名 有限会社盛工藝
(3) 代表者名 糸満盛厚
(4) 所在地 糸満市字阿波根873番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第11886号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があった。

6 (1) 処分をした年月日 平成23年7月22日

(2) 商号名 有限会社手登根建設

(3) 代表者名 手登根隆子

(4) 所在地 宮古島市平良字下里1165番地の4

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第100号、沖縄県知事 許可(般-18)第100号、沖縄県知事 許可(般-21)第100号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年7月13日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

7 (1) 処分をした年月日 平成23年7月22日

(2) 商号名 有限会社竹田建設

(3) 代表者名 竹田正宏

(4) 所在地 南城市玉城字堀川577番地の7

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第6979号、沖縄県知事 許可(般-19)第6979号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年7月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年8月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年9月30日 沖縄県指令土第851号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁295番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満2427番地の7 サウスコースト大城101 兼元良佳
- 5 検査済証番号 平成23年7月28日 第2914号
- 6 工事完了年月日 平成23年6月7日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年8月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空港用化学消防車(6,000リットル級) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部新石垣空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成23年6月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 帝國繊維株式会社 東京都中央区日本橋二丁目5番13号
- 5 落札金額 178,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成23年4月5日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年8月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空港用救急医療搬送車（125型） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部新石垣空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成23年6月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オカノ 沖縄県那覇市安謝1丁目23番8号
- 5 落札金額 64,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成23年4月5日

訓 令

沖縄県訓令第118号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年8月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

別表第3企画部の表土地対策課の項統括監専決事項の欄第1号中「協議し、その同意を得ること」を「協議すること」に改め、同表企画部の表市町村課の項部長等専決事項の欄第7号中「、第3項、第5項及び第6項」を「及び第3項」に、「、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合」を「及び広域連合」に改め、同項統括監専決事項の欄第14号中「及び自治法第291条の14第3項」及び「及び全部事務組合」を削り、同欄中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、同表農林水産部の表漁港漁場課の項部長等専決事項の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同表土木建築部の表道路管理課の項部長等専決事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表土木建築部の表都市計画・モノレール課の項統括監専決事項の欄第2号中「（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）」を「又は第21条第2項」に改め、「変更に」の次に「ついて、協議を受け、又は」を加え、同表土木建築部の表港湾課の項部長等専決事項の欄第2号及び第3号を次のように改める。

2 港湾法第4条第4項若しくは第8項（第33条第2項において準用する場合を含む。）又は第9条第2項の規定に基づき、港務局の港湾区域の決定又は変更について国土交通大臣に協議し、又は届出をすること。

3 港湾法第4条第4項（第33条第2項において準用する場合を含む。）又は第9条第2項の規定に基づき、港湾区域の決定又は変更について協議を受け、同意すること。

別表第3土木建築部の表港湾課の項部長等専決事項の欄第4号中「第4条第7項」を「第4条第10項」に改め、同欄第5号中「第4条第9項」を「第4条第12項」に改め、同項統括監専決事項の欄第7号中「協議し、同意を得ること」を「協議すること」に改める。

別表第4知事決裁事項の欄第28号を削る。

附 則

この訓令は、平成23年8月9日から施行する。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月9日

沖縄県教育委員会

委員長 中 野 吉 三 郎

沖縄県教育委員会規則第7号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	沖縄県立 宜野湾高等学校	宜野湾市真志喜		全日制	三 年	普通科	を
「	沖縄県立 宜野湾高等学校	宜野湾市真志喜		全日制	三 年	普通科	に改める。
				通信制	三年以上	普通科	

(沖縄県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第2条 沖縄県立高等学校通信教育規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「沖縄県立泊高等学校」を「沖縄県立泊高等学校
沖縄県立宜野湾高等学校」に改める。

第3条中「通信教育」を「沖縄県立泊高等学校の通信教育」に改め、「（以下「協力校」という。）」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

そ の 他

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成7年3月27日知事決裁）第18条の規定により、平成22年度における行政オンブズマンの運営状況を次のとおり公表する。

平成23年8月9日

沖縄県行政オンブズマン 玉 城 征 嗣 郎
 沖縄県行政オンブズマン 宮 城 智 子

第1 平成22年度苦情申立等の概要

1 苦情申立等受付状況

(1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は、8件である。そのほか、電話等による苦情が96件、相談・要望等が64件、問い合わせ・資料請求が30件で、苦情相談等の件数は、合計198件となり、前年度の357件より159件減少している。

部局別には、土木建築部に係る苦情相談が最も多く、次いで、総務部、福祉保健部、教育庁、農林水産部の順となっている。

なお、月別の苦情申立等の受付状況は、次表のとおりである。

第1表 苦情申立等件数一覧

事 項 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立（書面）		2	2			1	1		1			1	8
電話等による苦情	5	11	15	12	7	10	4	9	6	2	6	9	96
相談・要望等	12	6		11	3	6	5	3	2	6	6	4	64
問い合わせ・資料請求	9	4	1	3	2	3			1	1	1	5	30
計	26	23	18	26	12	20	10	12	10	9	13	19	198

(2) 苦情申立受付件数を部局別にみると、文化環境部 2 件、福祉保健部 2 件、農林水産部 2 件、土木建築部 1 件、所管外 1 件となっている。

第 2 表 部局別苦情申立受付件数

部局 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
知事公室													
総務部													
企画部													
文化環境部		2											2
福祉保健部			2										2
農林水産部						1			1				2
観光商工部													
土木建築部							1						1
病院事業局													
その他												1	1
計		2	2			1	1		1			1	8

(注) 1 件の苦情について所管する部局が複数ある場合には、主な窓口となる部局に算入する。

2 苦情申立処理状況及び苦情内容

(1) 苦情申立処理状況

平成22年度は、前年度からの調査継続のものではなく、22年度に受け付けた 8 件すべてを処理（23年度処理を含む。）した。

処理済の内訳は、申立人の申立ての趣旨に沿ったものが 2 件、行政に不備がなかったものが 3 件、調査することが適当でないものが 3 件となっている。

第 3 表 苦情申立処理状況

処 理 区 分	件数
1 申立人に結果通知したもの（苦情調査結果通知書送付）	5
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	2
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	3
2 所管外のもの	2
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	2
(2) 移送	
3 その他のもの（苦情を調査しない旨の通知書送付）	1
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から 1 年を経過しているもの	1

(3) 虚偽、その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	
4 調査を中止したもの	
5 取り下げられたもの	
処 理 済 合 計	8
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	
総 計	8

(2) 苦情申立の内容及び処理結果

書面による苦情申立の内容及び処理結果は、次のとおりである。なお、括弧書きは、所管部局を示す。

ア 産業廃棄物処分業等の営業許可証の遅延交付に関すること。（文化環境部）

[趣旨] 保健所に産業廃棄物処分業及び収集運搬業の変更届を提出したが、添付書類が不備などとして補正を求められた。これは自分だけへの嫌がらせだと思われるので、早期に更新許可証を交付してほしい。

[結果] 当職から申立人に対し、改善命令に基づき、早急に違法状態を是正するとともに、速やかに申請書類の補正を行うよう勧告した。

また、担当部に対し、長期にわたる行政指導は、県行政に対する信頼を損ねることから法的処分も含めた迅速・適正な対応を申し入れた。

イ 産業廃棄物の保健所の改善命令に関すること。（文化環境部）（土木建築部）

[趣旨] 保健所から、中城湾港荷捌き地にあるタイヤチップの改善命令が届いたので、県の機関に抗議したが無視された。

[結果] 当職から申立人に対し、産業廃棄物の放置は違法状態であることから、早急に是正することを勧告した。

また、文化環境部に対し、法的処分も含めた厳正な対応を、土木建築部に対しては、未納となっている使用料の速やかな徴収を申し入れた。

ウ 医療事故の再調査についての県の指導等に関すること。（福祉保健部）

[趣旨] 介護老人保健施設における医療事故について、沖縄県国民健康保険団体連合会が再調査するよう県が指導してほしい。

[結果] 沖縄県国民健康保険団体連合会に対し、県が再調査を指導できない旨通知した。

エ 県管理空港での飛行訓練許可等に関すること。（土木建築部）

[趣旨] これまで、慶良間空港や粟国空港で訓練飛行を実施してきたが、口頭説明で訓練を禁止された。訓練飛行を許可してほしい。できないのであれば、その理由を文書で提示してほしい。

[結果] 担当部において、一定の条件を付して訓練飛行を認める方向で検討するとのことであり当職としては、苦情申立ての目的は達せられたものとする。

なお、今後予定している条例改正等について、事業者に対し、丁寧な説明を行うことを申し入れた。

オ 漁業協同組合の正会員の資格回復に関すること。（農林水産部）

[趣旨] 漁業協同組合の正組合員の資格要件を満たしているにもかかわらず、その権利が奪われている。県に対し当該組合の指導を訴えているが、なんら手段を講じない。

[結果] 担当部において、早急に適正な審査を行うよう当該組合を指導するとのことであり、当職としては、苦情申立ての目的は達せられたものとする。

なお、申立人においても、提出資料の補正など、誠意をもって対応するよう助言した。

カ 特別児童扶養手当等の支払いに関すること。（福祉保健部）

[趣旨] 特別児童扶養手当異議申立棄却の処分取消請求事件の判決書の正本は、偽造されたものである。県は、当該手当及び裁判費用を支払うべきである。

[結果] 判決により確定した権利関係に関する事項であるため、調査をしなかった。

キ ヨット装備品の盗難事件の刑事告発等に関すること。(農林水産部)

[趣旨] 県漁港の工事に伴い、ヨットを移動したため、装備品の盗難に遭った。県が刑事告発をするか、損害賠償をしてもらいたい。

[結果] その原因となった事実のあった日から5年余を経過しており、そのことについて正当な理由もないことから、調査をしなかった。

ク 八重山警察職員の刑事告発に関すること。(公安委員会)

[趣旨] 新築家屋のことで施工業者とトラブルになり、八重山警察署に相談した。警察官の対応に納得がいかず抗議をしたら、暴言をはかれた。同署の警察官を刑事告発してほしい。

[結果] 家屋に関するトラブルについては、住まいの総合相談窓口等で相談を受けていることを案内した。公安委員会については、所管外であり、調査をしなかった。

3 電話等による苦情・相談

苦情申立は、文書によることとされているが、電話等による苦情、相談についても、できる限り対応している。

第2 提言及び意見表明

行政オンブズマンは、苦情調査の結果必要と認めるときは、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条の規定に基づき、知事に対し、是正等の措置を講ずるよう提言し、又は制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

平成22年度は、提言及び意見の表明はなかった。

第3 その他運営状況

1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村又は国の事務に関する場合も多く、これらの苦情等についても、市町村の相談窓口、総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図り対応した。

2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談内容等を県のホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8</p>
--	--